

第 8 号議案

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例（平成 6 年亀岡市条例第 5 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条
例の一部を改正する条例

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例（平成 6 年亀岡市条例第 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 条中「第 8 項」の次に「、第 1 4 2 条第 1 1 項」を、「使用」
の次に「、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビ
ラ」という。）の作成」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第 4 条第 2 号ア中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 1 0 0 円」に改
め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 1 2 条を第 1 6 条とし、第 1 1 条を第 1 5 条とする。

第 1 0 条中「第 7 条」を「第 1 1 条」に改め、同条を第 1 4 条と
する。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に、「第7条」を「第11条」に改め、同条を第13条とする。

第8条を第12条とする。

第7条中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 亀岡市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号

に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額 (1 円未満の端数を生じた場合の端数は、1 円とする。) とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条
例の一部を改正する条例案要綱

- 1 公職選挙法に基づく選挙運動用ビラの頒布について、その作成を公費負担とする選挙公営制度を定めること。

選挙運動用ビラの作成	議会議員	市長
頒布枚数の上限	4,000枚	16,000枚
単価（ビラ1枚当たり）の上限	7円73銭	

- 2 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。

- (1) 選挙運動用自動車の使用の公営について、限度額を次のとおり引き上げること。

選挙運動用自動車の使用		改正単価	現行単価
一般運送契約以外の 契約	自動車借入れ	16,100円	15,800円
	燃 料 費	7,700円	7,560円

- (2) 選挙運動用ポスターの作成の公営について、限度額を次のとおり引き上げること。

選挙運動用ポスターの作成	改正単価	現行単価
印刷費（ポスター1枚当たり）	541円31銭	525円6銭
企 画 費	316,250円	310,500円

- 3 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用すること。